設計		精算	

工　事　設　計　書

行橋総合公園　　行橋市大字今井

社会資本整備総合交付金事業

工 事 名　行橋都市公園広場更新工事

（設　計　額）　（消 費 税 額）　（合　　計）

工 事 費　＋　＝

第号		
	工事の大要	・敷地造成工　一式　・公園施設撤去工　一式　・園路広場整備工　A=2970㎡ ・サービス施設整備工(サークルベンチ N=4基)
	起工理由	

行橋市　土木課

行橋都市公園広場更新工事

本　工　事　費　内　訳　書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
公園工事01	1	式				
敷地造成工	1	式			明 1 号	
公園施設等撤去工	1	式			明 2 号	
園路広場整備工	1	式			明 3 号	
サービス施設整備工	1	式			明 4 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				

行橋市

本　工　事　費　内　訳　書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

【 第　1 号 明細書 】

敷地造成工　　1　式 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
掘削 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 土砂 10,000m3未満	15	m3			P　1 号	
土砂等運搬 標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂	20	m3			P　2 号	
床掘り 土砂 小規模	19	m3			P　3 号	
埋戻し 最大埋戻幅1m未満	12	m3			P　4 号	
計						

【 第　2 号 明細書 】

公園施設等撤去工　　1　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
舗装版破砕 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 厚10cm以下	2,970	m2			P　5 号	
植樹桝Ａ撤去 腰壁有	8	箇所			単　1 号	
植樹桝Ｂ撤去 縁石	7	箇所			単　2 号	
ベンチＡ撤去 □3250*W450*H400　木材80*5本	3	箇所			単　3 号	
ベンチB撤去 □3250*W450*H400　木材210*2本	2	箇所			単　4 号	
ｺﾝｸﾘｰﾄ版撤去	15	箇所			単　5 号	
ｱｽﾌｧﾙﾄ 運搬・処分	118	m3			単　6 号	
無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 運搬・処分	10	m3			単　7 号	
金属くず 運搬・処分	1	式			単　8 号	
木くず 運搬・処分	1	式			単　9 号	
ガレキ 運搬・処分	1	式			単　10 号	
計						

【 第　3 号 明細書 】

園路広場整備工　　1　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
不陸整正	2,970	m2			P　6 号	
透水性アスファルト舗装 平均幅員1.4m以上 1層当り仕上厚40㎜	2,970	m2			P　7 号	
ｶﾗｰ材塗布Ａ(青色) ストリートプリント　着色のみ(2色玉吹き)	420	m2				
ｶﾗｰ材塗布Ｂ(明灰色) ストリートプリント　着色のみ(2色玉吹き)	460	m2				
ｶﾗｰ材塗布Ｃ(白色) ストリートプリント　着色のみ(2色玉吹き)	450	m2				
園路縁石工	106	m			単　11 号	
計						

【 第　4 号 明細書 】

サービス施設整備工　　1　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
サークルベンチ	4	基			単　12 号	
計						

【 第　1 号 単価表 】

植樹桝Ａ撤去 腰壁有　　1　箇所 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
構造物とりこわし 無筋構造物 機械施工	0.82	m3			施　1 号	
構造物とりこわし 無筋構造物 機械施工	0.11	m3			施　1 号	
計						
単位当たり						

【 第　2 号 単価表 】

植樹桝Ｂ撤去 縁石　　1　　箇所 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
構造物とりこわし 無筋構造物 機械施工	0.07	m3			施　1 号	
計						
単位当たり						

【 第　3 号 単価表 】

ベンチＡ撤去 □3250*W450*H400　木材80*5本　　1　　箇所 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
基礎取壊 ベンチＡ	1	箇所			単　13 号	
ベンチ撤去 ベンチＡ	1	箇所			単　14 号	
計						
単位当たり						

【 第　4 号 単価表 】

ベンチB撤去 □3250*W450*H400　木材210*2本　　1　箇所 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
基礎取壊 ベンチB	1	箇所			単　15 号	
ベンチ撤去 ベンチB	1	箇所			単　16 号	
計						
単位当たり						

【 第　5 号 単価表 】

ｺﾝｸﾘｰﾄ版撤去　　1　箇所 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
構造物とりこわし 無筋構造物 機械施工	0.14	m3			施　1 号	
計						
単位当たり						

【 第　6 号 単価表 】

ｱｽﾌｧﾙﾄ 運搬・処分　　1　m3 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
殻運搬 舗装版破砕 機械(騒音対策不要、厚15cm以下)	1	m3			P　8 号	
産業廃棄物中間処理料ｱｽﾌｧﾙﾄ(掘削) (積算単価)京築県土管内(旧行橋土木)	1	m3				
計						
単位当たり						

【 第　7 号 単価表 】

無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 運搬・処分　　1　m3 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
殻運搬 Co(無筋･鉄筋)構造物とりこわし 機械積込	1	m3			P　9 号	
産業廃棄物中間処理料ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋) (積算単価)京築県土管内(旧行橋土木)	1	m3				
計						
単位当たり						

【 第　8 号 単価表 】

金属くず 運搬・処分　　1　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
ｽｸﾗｯﾌﾟ 鉄屑 特級A(H1)	-0.4	t				
現場発生品･支給品運搬 ｸﾚｰﾝ装置付2t級2t吊	1	回			P　10 号	
計						
単位当たり						

【 第　9 号 単価表 】

木くず 運搬・処分　　1　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
木くず	0.8	m3				
現場発生品･支給品運搬 ｸﾚｰﾝ装置付2t級2t吊	1	回			P　11 号	
計						
単位当たり						

【 第 10 号 単価表 】

ガレキ 運搬・処分　　1 式 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
ガレキ	0.8	m3				
現場発生品・支給品運搬 ｸﾚｰﾝ装置付2t級2t吊	1	回			P 12 号	
計						
単位当たり						

【 第 11 号 単価表 】

園路縁石工　　10 m 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
地先境界ブロック 設置 各種(600㎜以下、50kg未満)	10	m			P 13 号	
計						
単位当たり						

【 第 12 号 単価表 】

サークルベンチ　　1　基 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
基礎砕石 7.5cmを超え12.5cm以下	4.93	m2			P 14 号	
型枠 一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	2.13	m2			P 15 号	
コンクリート 人力打設 無筋・鉄筋構造物 18-8-25(高炉)	0.37	m3			P 16 号	
サークルベンチ(材料費) 3250*3250	1	基			単 17 号	
サークルベンチ(労務費) 3250*3250	1	基			単 18 号	
計						
単位当たり						

【 第 13 号 単価表 】

基礎取壊 ベンチA　　1　箇所 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
構造物とりこわし 無筋構造物 機械施工	0.21	m3			施 1 号	
計						
単位当たり						

【 第 14 号 単価表 】

ベンチ撤去 ベンチＡ　　1　箇所 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
普通作業員		人				
計						
単位当たり						

【 第 15 号 単価表 】

基礎取壊 ベンチＢ　　1　箇所 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
構造物とりこわし 無筋構造物 機械施工	0.21	m3			施 1 号	
計						
単位当たり						

【 第 16 号 単価表 】

ベンチ撤去 ベンチＢ　　1　箇所 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
普通作業員		人				
計						
単位当たり						

【 第 17 号 単価表 】

サークルベンチ(材料費) 3250*3250　　1　基 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
サークルベンチ 3250*3250	1	基				
計						
単位当たり						

【 第 18 号 単価表 】

サークルベンチ(労務費) 3250*3250　　1　基 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
トラック[クレーン装置付] 2ｔ積 2.9ｔ吊		時間				
計						
単位当たり						

都市公園広場更新工事　特記仕様書

行橋総合公園

第1章　総則

第１条　　本特記仕様書は、都市公園広場更新工事(行橋総合公園)に適用する。

第２条　　本工事は設計図書及び本特記仕様書によるほか、以下の各項によるものとする。

１）　土木工事共通仕様書
　　区画線工事共通仕様書
　　植栽工事共通仕様書
　　（平成28年度版）福岡県県土整備部

２）　土木工事施工管理の手引き（平成28年4月　福岡県県土整備部）

３）　その他関連資料

（工事現場における安全対策）

第３条　　請負者は、本工事を実施するにあたり、土木工事施工管理の手引きに示す「工事現場における標示施設等の設置基準」に基づき工事現場における安全対策を実施しなければならない。

（工事情報看板及び工事説明看板の設置）

第４条　　請負者は、本工事を実施するにあたり、土木工事施工管理の手引きに示す工事情報看板及び工事説明看板を設置しなければならない。

（交通安全管理計画書の作成及び提出）

第５条　　請負者は、道路使用許可を必要とする工事については、着工前に土木工事施工管理の手引きに示す作成例を参考に「交通安全管理計画書」を作成し、監督員に提出しなければならない。

なお、同計画書には以下に示す書類等を添付しなければならない。

ただし、緊急性を要する工事等で監督員が認めるものについては、「交通安全管理計画書」の提出を省略できるものとする。

「交通安全管理計画書」に添付する書類等

１）安全対策平面図

２）緊急時連絡体制表

３）道路使用許可証の写し（許可条件、指導事項等を含む）

第2章　施工条件

本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明記するので、請負者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、甲乙協議し、契約変更の対象とする。

１）施工着手時期

・行橋総合公園において令和元年11月に産業際、2年1月末にハーフマラソン等イベントを計画している為、施工期間に関して発注者及び総合公園管理会社と十分協議すること。

２）安全対策関係

・施工に当たっては、工事現場の出入り口に十分注意を払うこと。

３）公害関係

・施工箇所が人家に近接しているため、騒音振動に配慮すること。

・残土搬出時に公道の路面汚損防止に十分注意を払うこと。

４）掘削範囲について

・掘削後、現地の土質状況から、掘削範囲や工法について、監督員と十分協議を行うこと。

５）他工区との調整について

・同一敷地内の他工区工事と工程、取り合い及び安全管理について、常に十分な調整を図らなければならない。

６）埋設物の確認について

・請負者は着手前に管網図を入手するなど、埋設物の確認を行い、損傷の無いように努めること。

・埋設物の損傷については現地立会の上、負担割合について発注者、請負者双方で協議するものとする。

第3章　建設発生土の処理

第１条　建設発生土処理処分地は任意とする。

第２条　設計運搬距離は4.0kmとする。

第３条　「福岡県土砂埋め立て等による災害の発生防止に関する条例」により土砂埋め立て等を行う土地の面積が３，０００㎡を超える場合は、県知事の許可が必要となるので、予め土砂埋め立て許可等の確認をすること。

第４条　特別な理由がない限り設計変更は行わない。

第５条　発注者は処分地に関する指示は行わない。

第６条　請負者は現場から処分地内までの施工の全責任を負うものとする。

第4章　排出ガス対策型建設機械の使用について

第１条　本工事における建設機械は、排出ガス対策型を使用するものとする。

第２条　対象建設機械は、

一般工事用主要土工機械３機種

（バックホウ、車輪式トラクタショベル、ブルドーザー）

［ディーゼルエンジン出力7.5～260ｋW］

及び普及台数の多い建設機械５機種

（発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン）

［ディーゼルエンジン出力7.5～260kW］とする。

なお、トンネル工事用建設機械７機種

（バックホウ、大型ブレーカー、トラクタショベル、コンクリート吹き付け機、ドリルジャンボ、ダンプトラック、トラックミキサー）

［ディーゼルエンジン出力30～260kW］も同様とする。

第３条　監督員は、排出ガス対策型の使用確認のため、現場にて確認を行ったり、写真の提示を行うことがあるが、請負者はこれに協力するものとする。

第４条　第２条の対策機械を使用出来ない場合は、

別紙様式「排出ガス対策型建設機械不使用理由書」を監督員に提出するものとする。

この場合、減額変更契約を締結する場合もあるものとする。

第5章　工事に伴う補償について

工事の施工に伴って、第三者に及ぼした被害（以下「被害」という。）については、工事請負契約約款２８条及び共通仕様書等によるところであるが、補償業務の公正かつ適正な処理のため、特に下記事項に留意されたい。

上記被害とは、工事施工中はもちろんのこと、工事完了後においても発生したものをいう。

（被害の防止）

第１条　請負者は、工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす被害を可能な限り防止、軽減、回避するため最善の努力を払い、適切な処理を講じなければならない。

（補償責任）

第２条　第三者に及ぼした被害のうち、次の場合は、請負者が補償しなければならない。

１）　請負者が、契約約款、設計図書、または市の指示事項に従わなかったことが原因となった場合。

２）　工事の施工につき、請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことが原因となった場合。

３）　請負者自らの責任で採用した工法が原因となった場合。

４）　不可避的に発生した被害の場合で軽微（請負金額の１００分の１以内）なもの。

５）　不可避的に発生した被害の場合で現場管理費の中の補償費相当額（請負金額の

１００分の１）に当るもの。

請負者は上記の補償を行った場合、補償の内容等を確認できる資料（写真、図面、領収書等）を作成し、監督員より指示があった場合はすみやかに提出しなければならない。

（被害の申出、確認）

第３条　請負者は、第三者から被害の申出を受けた場合、申出者を確認するとともに直ちに監督員に報告しなければならない。

請負者は、監督員の指示に従い、申出者立会のもと、被害状況の確認を行わなければならない。

（応急措置）

第４条　請負者は、被害状況の確認の結果、被害の程度が、日常生活に著しく支障をきたすと判断されるときは、速やかに日常生活を継続しうるに足りる応急措置を講じなければならない。

応急措置を行うか否かの判断、及び応急措置の内容については、監督員と協議しなければならない。

また、応急措置を講じたときは、速やかに監督員に報告すること。

応急措置に必要な費用は、原則として請負者の負担とする。

（補償交渉等）

第５条　請負者は、補償交渉等に当っては、補償完了まで誠意をもって被害者に接し、その処理、解決に当らなければならない。

入札における同等品の取扱いについて

仕様書に「同等品可」とされた品目について、それと同等以上の品目(以下「同等品」という)を使用し、施工することができます。この場合、次の手順で担当課へ同等品の確認を行ってください。

同等品の定義

同等品とは、規格(形状、材質、大きさ等)・品質・性能・保険の内容が例示品と同等以上のものとする。

同等品の確認方法

同等品での入札に参加を希望する場合は、次の書類を担当課に提出してください。

１）同等品確認書

２）同等品の規格、性能等が確認できるカタログの写し

３）同等品の保険内容が確認できるもの

提出期限

令和元年 10 月 15 日(火)17:00 まで

同等品可否決定の通知

担当課にて同等品確認書及びカタログの写しにより審査を行い、確認書の「確認」欄に同等品と認める場合は「認定」に、認めない場合は「不認定」にマークをして回答(FAX)いたします。(例示品での入札に参加する場合は、この手続きは不要です)

(問い合わせ先)
行橋市役所都市整備部土木課公園道路維持係
担当：原田
連絡先：0930-25-1111(内線 1394)

同等品確認書

件名			
入札（見積り合わせ）年月日	令和　　年　　月　　日	市担当課	

品名	例示品	同等品候補		確認
	メーカー・型番・規格等	メーカー・型番・規格等	税抜価格	
				認　定 不認定
				認　定 不認定
				認　定 不認定
				認　定 不認定
				認　定 不認定

上記同等品について、確認をお願いします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号・名称

代表者名

※同等品候補のカタログを必ず添付してください。

※「同等品候補」欄には貴社で同等品の認定を受けようとする物品のメーカー・型番・規格等及び税抜価格（カタログ表示等のメーカー希望小売価格。ただし、オープン価格等定価のないものについては、通常の流通価格を参考価格として記入）を記入してください。

※「確認」欄は、審査の結果同等品と認定の場合は「認定」を、不認定であれば「不認定」にマークをし、FAXにて返信します。

市記入欄

担当課

担当者

電話番号